

「静岡市文化財保存活用地域計画（案）」について、 あなたの意見をお聞かせください！

【期間】 令和6年6月19日（水）から7月19日（金）まで（必着）

資料の閲覧について

意見応募用紙の配架場所と、計画案が閲覧できる場所は次のとおりです。

- (1) 静岡市役所 観光交流文化局 文化財課（静岡市役所 静岡庁舎16階）
- (2) 各区役所の市政情報コーナー
- (3) 静岡市ホームページ (<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s3478/s013109.html>)

御意見の提出方法について

期間内に、意見応募用紙を次のいずれかの方法で御提出ください。

- (1) 郵 送：〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号
静岡市役所 静岡庁舎16階 観光交流文化局 文化財課 文化財保護係 あて
- (2) ファクシミリ：FAX番号 054-221-1451
- (3) 持 参：静岡市役所 静岡庁舎16階 観光交流文化局 文化財課 文化財保護係
- (4) 電 子 申 請：市ホームページにある応募専用フォームで御提出ください。
(<https://logoform.jp/form/79j2/617718>)

問合せ先

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号
静岡市役所 静岡庁舎16階 観光交流文化局 文化財課 文化財保護係
TEL：054-221-1066 / FAX：054-221-1451



電子申請QR



計画（案）の概要



静岡県が令和2年に策定した大綱を踏まえ、令和4年度から3年間で、地域計画の作成を進めています。静岡市の歴史文化の特徴を明確にし、それぞれの地域で大切にされている身近な文化財を「市民の財産」として未来に継承することを目的としています。

計画のポイント



静岡市の歴史文化の特徴（参照：第3章）を導き出しました。

将来像を『静岡市の文化財が活用され「市民の財産」として未来に継承される』と決めました。（参照：第4章）。

歴史文化の特徴と文化財を「知る」、「守る」、「活かす」、「皆で取り組む」4つの方向性に基づき、課題、方針、措置 を整理し、将来像の実現を目指します。（参照：第5章～第8章）